

＜プラスチックに関する消費者団体との懇談会＞

プラスチックに関する政策動向について

－ 国際条約交渉や我が国の政策など －

2025年3月13日
日本プラスチック工業連盟

■INC-5の結果概要

■欧州の規制動向

■国内の政策動向

■ INC-5の結果概要

■ 欧州の規制動向

■ 国内の政策動向

INC-5までの流れ

INC(プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会)開催実績

■ UNEA4(国連環境委員会) 2019/03
海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議を採択。

■ UNEA5.2 2022/02
2024年までの計5回の会議で、プラスチック汚染に関する条約制定を検討する。

■ INC会議

- ・INC1 2022/11 @ウルグアイ
- ・INC2 2023/05 @フランス
※2023/09 ゼロドラフト公開
- ・INC3 2023/11 @ケニア
- ・INC4 2024/04 @カナダ
※2024/08 会期間専門家会合
※2024/10 議長がnon paper公表
- ・INC5 2024/11 @韓国

INC交渉結果概要

- INC-1
 - ・議長の選任に手間取り(結果的に第3回から議長交代)、理事は選任できず。
- INC-2
 - ・議決方法(全会一致or 2/3以上の賛成)の決定に多くの時間を費やす(結論を出せず)。
- INC-3
 - ・議長国がペルーからエクアドルに交代
 - ・ゼロドラフトに関して議論→12月に修正ゼロドラフト公開。
- INC-4
 - ・意見の集約進まず。専門家会合開催を決定。
 - ※専門家会合の意見集約はあくまで参考
→議長がnon paper公表
- INC-5
 - ・意見集約できず。
 - ・chair's textを基に検討を継続する。

世界一律vs各国判断の規制が大きな課題、各論では生産・使用制限、化学品管理、資金調達等で意見が対立。

INC-5の結果概要

総論

※外務省、経済産業省、環境省のHPを参照して作成

- ・ 2024年11月25日～12月1日、第5回政府間交渉委員会(INC5)が韓国・釜山で開催。
- ・ 精力的な交渉が行われたものの合意に至らず。今後、再開会合が開催される予定。

会合の議論および結果概要

- ・ INC議長が非公式に提示した条文案(non paper)を元に、INC-4で作成された統合条約案を参照しつつ、全文から最終規定に至るまで条約全体の案文について交渉が行われた。
- ・ 11月29日には、議論を踏まえて議長が条文案(chair's proposal)を再提示、交渉継続。
- ・ 目的(第1条)、製品設計(第5条)、放出・流出(第7条)、廃棄物管理(第8条)、既存のプラスチック汚染(第9条)、公正な移行(第10条)、履行・遵守(第13条)、国別行動計画(第14条)等については、条文案の最終化に向けた議論が進展。
- ・ プラスチック製品(第3条)、供給(第6条)、資金(第11条)等については、各国間の意見の隔たりが大きく、意見集約は行えず。
- ・ 議長が提案した条文案(chair's text)は採択されず。今後も交渉を継続すること、chair's textを今後の交渉における出発点とすることを確認。
※chair's text全体が引き続き交渉対象であることを確認
※意見は相当集約されたものの、未だ選択肢が多い

※INC-5.2は8月5～14日スイスで開催予定

各国主張の一例①：第3条（プラスチック製品、化学物質）

規制推進派E:

■ 第1項

以下の**いずれかの基準を満たす**プラスチック製品の製造、輸入、輸出を禁止、削減、または管理

- ・環境流入の可能性が高い
- ・人健康、環境にリスクをもたらす有害化学物質を含む
- ・大規模なリサイクルができない
- ・短期間、1回限りの使用
- ...

■ 第5項

・プラスチック製品を附属書の国際リストに含めるよう事務局に提案可能

■ 第8項（新提案）

・附属書のプラスチック製品の製造、輸入または輸出を段階的廃止日以降は許可しない

規制慎重派R:

■ 第1項

以下の**すべての基準を満たす**プラスチック製品の管理、削減、または適宜禁止

- ・環境への高レベルの漏出が確認されている
- ・大規模にリサイクル、堆肥化できない
- ・循環型経済を著しく阻害する可能性がある

■ 第5項 → **削除**

■ 第8項 → 新規提案なし

chair's text:

■ 第1項

以下の基準の**[いずれか][すべて][1つ以上][を満たす]**プラスチック製品の**[製造、輸出または輸入を禁止][または削減]し**、**[対処]、管理し、[削減[または禁止]]し、...**

※選択肢が多い

■ 第5項

[使い捨てまたは短寿命の]プラスチック製品を[段階的廃止日なしで][附属書に]含める提案ができる

■ 第8項

(両論併記)

各国主張の一例①：第6条（供給）

規制推進派S:

※chair's proposalと同じ
■第1項
・一次プラスチックポリマーの生産量を持続可能なレベルまで削減するための世界目標を付属書として採択する。

規制推進派E:

(意見書提出なし)

規制慎重派S:

【第6条の削除】

- ・条約の主な焦点はプラスチック汚染の対処。
- ・供給制限はグローバルバリューチェーンが不安定化
- ・生産制限は適応能力が低い開発途上国に不均衡な影響を及ぼす

...

規制慎重派I:

【意見】

- ・自国のプラスチック生産はプラスチック需要の55%程度で、**生産削減は解決策にならない。**
- ・自国の廃棄物処理は62%で、インフラ、資金、技術の不足により適切に管理されていない廃棄物が38%。**廃棄物管理強化が必要。**

chair's text:

【オプション1】

規定しない

【オプション2】

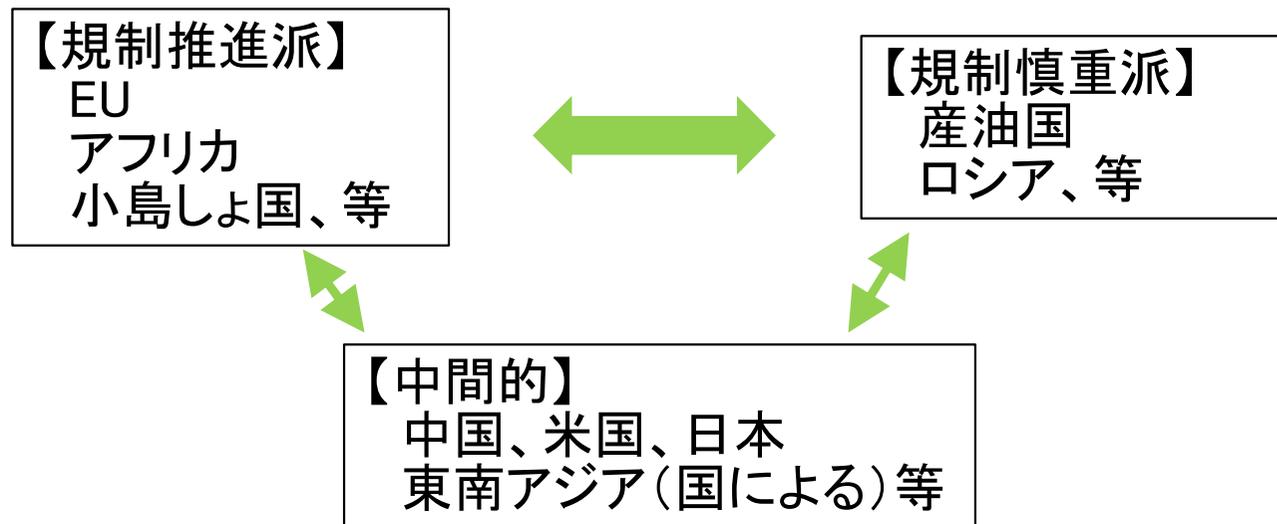
■第1項

- ・ [付属書として][一次]プラスチック[ポリマー]の[消費と]生産[と消費][と使用]を[削減][維持][管理]し、[消費を通じたプラスチック汚染を][持続可能なレベルまで]削減するための[意欲的な]世界目標を採択する

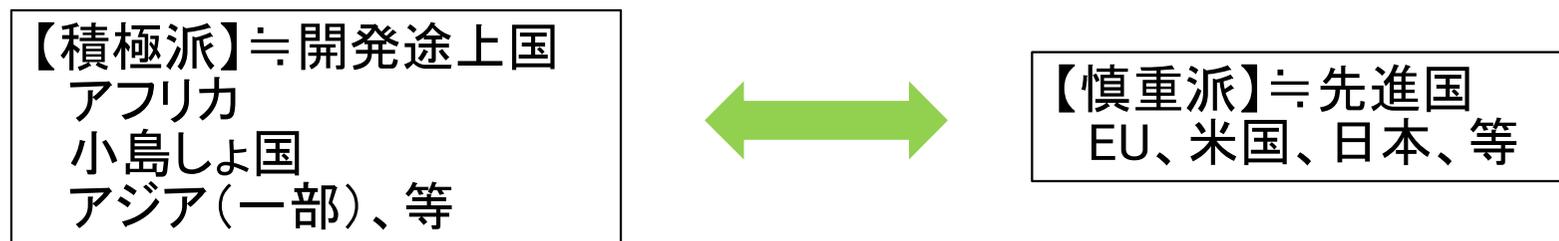
...

主張相違の構図概略

●第3条(プラスチック製品、化学物質)、●第6条(供給)



●第11条(資金)



レガシープラスチック、EPRを主張

適正な支援、汚染者負担原則を主張

※地球温暖化問題とは多少状況が異なる

今後の方向性

■ Chair's textを基に検討を継続する。

※INC-6ではなく、INC-5.2

■ 次回会合は2025年8月5日から、スイスで開催される予定。

※意見の隔たりが大きく、事前の根回しが必要との声も。

■ アメリカの政権交代の影響は??

※条約の発効について(第20条、第28条)

INCでの条約案の採択→締約国会議(※※)での条約の採択

→各国の批准→**国目が批准した[90][120]日後に条約が発効

※※締約国会議:the Conference Of the Parties(=COP)

■INC-5の結果概要

■**欧州の規制動向**

■国内の政策動向

EUの規制動向①: PPWR-1

PPWR: 包装及び包装廃棄物規則

packaging and packaging waste, amending regulation

■ EU2019/1020: 製品の市場監視とコンプライアンスに関する規則等を改正し、規則EU2025/40を採択。

官報掲載: 2025年1月22日、発効日: 2025年2月11日

施行日: 2026年8月12日

■ PPWRは一次法であり、2026年から2030年にかけて順次二次法を制定予定。

■ ポイントとなる条文: (リユース、リデュースの規定もあるが、ここでは省略)

第2条: 本規則は全ての包装廃棄物に適用される。

第4条: 包装は、本規則に準拠している場合にのみ上市される。

第6条: 上市される全ての包装はリサイクル可能でなければならない。

第7条: 上市される包装のプラスチック部品には、(中略)使用済みプラスチック廃棄物から回収された**最低リサイクル含有量**が含まれるものとする。

第10項: 第三国でのリサイクルも域内と同じ扱いとする方向→二次法

第8条(バイオベース原料)、第9条(堆肥化可能な包装)

第52条: (**リサイクル目標**とリサイクルの促進)

EUの規制動向①: PPWR-2

第7条: 包装製品におけるリサイクル材の最低含有率

包装の種類	2030年1月1日以降	2040年1月1日以降
PET製の接触到に敏感な包装(使い捨て飲料ボトル以外)	30	50
PET以外のプラスチック製の接触到に敏感な包装(使い捨て飲料ボトル以外)	10	25
使い捨てのプラスチック飲料ボトル	30	65
上記以外のプラスチック包装	35	65

EUの規制動向①:PPWR-3

第52条:包装全体におけるリサイクル率の目標

包装の種類	2025年12月31日までに	2030年12月31日までに
プラスチック	50	55
木	25	30
鉄金属	70	80
アルミニウム	50	60
ガラス	70	75
紙・板紙	75	85

※プラスチックのみではない

※PPWRの欧州域内/域外に与える影響程度は不明

EUの規制動向②:ELV規則-1

ELV:End-of Life Vehicles(使用済み車両)

■ 指令2000/53/EC及び2005/64/ECの廃止に向け、欧州委員会が新たな規則原案を公表(2023年7月13日)

- ・2000/53/EC:使用済み車両に関する指令
- ・2005/64/EC:自動車の再利用性、リサイクル性、回収性に関する指令

【規則原案第6条】

車両タイプに含まれるポストコンシューマープラスチック廃棄物からリサイクルされたプラスチックの最低含有量	25%
使用済み車両からリサイクルされたプラスチックの最低含有量	25%

※ポストコンシューマープラスチック:

消費者が使用したプラスチック

※プレコンシューマープラスチック:

製造や成形工程などで発生したプラスチック(工程端材等)

EUの規制動向②:ELV規則-2

【参考資料】環境省:自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム資料より引用
令和6年11月20日:https://www.env.go.jp/recycle/car/page_00008.html

欧州ELV規則案と日本へのインパクト



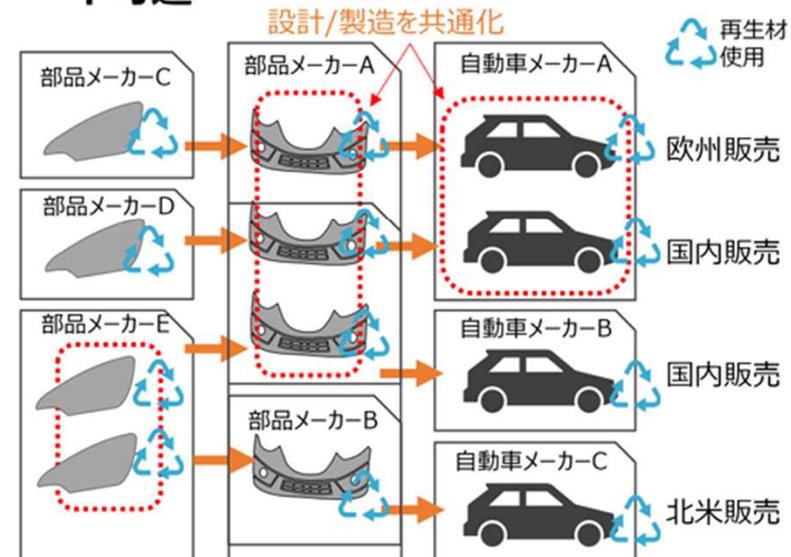
- 欧州が先行する規制の動き: 自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれたELV (廃自動車) 規則案が提案され、日本の自動車産業への影響が懸念。

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則 (案) (欧州委員会)

- 2023年7月、欧州委員会は、現行のELV指令 (End-of-Life Vehicle指令、廃自動車指令) 等を改正し、新たな**ELV規則案**を公表。
- 施行6年後から (欧州委員会の事前検討では2031年を想定) 新車製造に**プラスチック再生材25%** (うち1/4はELV由来)の**適用義務化**。
- さらに、鉄鋼、次にアルミニウム、レアアース等へリサイクル義務対象が拡大される予定。

【日本へのインパクト】

- 設計/製造共通化や一括購買等により、再生材使用は**欧州向け以外の自動車も含めてサプライチェーン全体での対応が不可避**



11

EUの規制動向②:ELV規則-3

■ 欧州議会及び閣僚理事会規則案に関する報告書草案 2023/0284を公表(2025年1月29日)

【2023/7/13案】

車両タイプに含まれるポストコンシューマープラスチック廃棄物からリサイクルされたプラスチックの最低含有量	25%
使用済み車両からリサイクルされたプラスチックの最低含有量	25%



【2025/1/29案】

車両タイプに含まれるポストコンシューマープラスチック廃棄物からリサイクルされたプラスチックの最低含有量	20%
使用済み車両からリサイクルされたプラスチックの最低含有量	15%

■その他の条項

- ・第3条(定義)

「生産者」とは製造業者、輸入業者又は販売業者を意味する

- ・第4条1項

質量の85 %以上が再利用又はリサイクル可能

- ・第6条2項

対象となるプラスチックは熱可塑性プラスチックとポリウレタンフォーム

※ケミカルリサイクル、プリコンシューマー材に関する記載あり

→今後対象となる？

- ・第7条

車両の特定の部品及び構成部品の取外し及び交換を可能にする設計

- ・第16条(拡大生産者責任)

- ・第17条(生産者登録)

対象車両:施行日の72か月後に型式承認されている車両(第4条)

今後の動向に注視する必要あり

EUの規制動向③: SUP指令

SUP: Single-Use Plastics

■EU2019/904: 使い捨てプラスチック製品を規制する指令。

施行日: 2019年7月、各国移行への国内法整備期限: 2021年7月

第4条: 飲料用カップ、食品容器の定量的な削減

第5条: 以下の製品の販売禁止

綿棒の棒、カトラリー、皿、ストロー、マドラー、風船用スティック、
発泡ポリスチレン製食品容器/飲料用容器/飲料用カップ、
酸化型分解性プラスチックで製造された製品

第8条: 拡大生産者責任

第9条: 飲料用ボトル(3L以下)の分別回収

第10条: 意識啓発

※EU規則とEU指令の違い

・規則(Regulation):

全てのEU加盟国に直接適用され、加盟国の国内法と同じ拘束力を持つ

・指令(Directive):

「達成されるべき結果」のみについて加盟国を拘束し、結果を達成するための方法は加盟国当局に委ねられる

■ INC-5の結果概要

■ 欧州の規制動向

■ 国内の政策動向

国内の政策動向：最近の法規動向

■プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (通称：プラ新法、プラ促進法)

- ・2022年4月施行
- ・国内では珍しい、素材に着目したリサイクル関係の法律
- ・3R(Reduce、Reuse、Recycle) + Renewableを促進、規制法ではない

■第五次循環型社会形成推進基本計画

- ・2024年8月 閣議決定
- ・循環経済の実現を国家戦略として位置づけ

■再資源化事業等高度化法

- ・2024年5月 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」成立
- ・特定産業廃棄物処分業者に再資源化を実施した数量の報告義務を課す

■成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直し

- ・2023年3月 「成長志向型の資源自律経済戦略」策定
- ・2024年6月 制度見直しの間とりまとめ実施
⇒パブリックコメント実施、2024年12月取りまとめ完了

循環型社会を形成するための法体系



国内の政策動向：GX推進法/資源法の改正概略

【参考資料】<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001-1.pdf>

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）排出量取引制度の法定化、（2）資源循環強化のための制度の新設、（3）化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、（4）GX分野への財政支援の整備を行う。

（1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① 一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② 排出枠の無償割当て（全量無償割当）
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ 排出枠取引市場
 - ・ 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする。
- ④ 価格安定化措置
 - ・ 事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
 - ・ 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。
 - ・ 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等で対応。
- ⑤ 移行計画の策定
 - ・ 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① 再生資源の利用義務化
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② 環境配慮設計の促進
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
 - ・ 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。
- ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進
 - ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。
- ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進
 - ・ シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

（3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・ 2028年度より開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。

（4）財政支援（GX推進法）

- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填をする。

国内の政策動向：資源法の改正

■2025年2月25日、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）の一部を改正する法律案」を閣議決定、第217回通常国会に提出される予定。

【主な条項】

・脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する**計画の提出**及び**定期報告を義務付け**。

⇒第23条（計画の作成）

※脱炭素化再生資源：政令で定めるもの

・資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた**環境配慮設計の認定制度を創設**。

・認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、**認定事業者に対する特例を措置**。

⇒第30条（対象指定製品の設計の認定）

・第50条（廃棄物処理法の特例）

※助言、勧告、命令の規定あり（プラ推進法とは若干異なる）

ご清聴ありがとうございました。